一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日。(6)において同じ。）から五年を経過しない者

(6)　［略］

(7)　次に掲げる者であって、その処分を受けた日から五年を経過しない者

［(i)～(v)　略］

(vi)　協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

［(vii)～(xii)　略］

(8)　［略］

［ロ・ハ　略］

［十五～四十　略］

［4～12　略］

附　則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

第三十五条　次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。

［略］	
第十三条の六の九	電子決済手段の発行に係る健全かつ適切な運営を確保するための措置
第十三条の六の十	電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置
第十三条の六の十一	電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等
［略］	
第三十四条の五十三の十四	銀行法施行令第十六条の六の三において準用する同令第四条の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容
［略］	

の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日。(6)において同じ。）から五年を経過しない者

(6)　［同上］

(7)　［同上］

［(i)～(v)　同上］

(vi)　協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

［(vii)～(xii)　同上］

(8)　［同上］

［ロ・ハ　同上］

［十五～四十　同上］

［4～12　同上］

附　則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

第三十五条　［同上］

［同上］	
［項を加える。］	
第十三条の六の九	暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置
第十三条の六の十	暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等
［同上］	
第三十四条の五十三の十四	銀行法施行令第十六条の六の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容
［同上］	